

項 目	内 容
認証契約を締結した期日 及び認証番号	平成20年4月21日 CE0508001
被認証者の氏名又は名称 及び住所	正同化学工業株式会社 大阪府大阪市中央区北浜2丁目1番26号
認証に係る日本産業規格の 番号及び日本産業規格の 種類又は等級	J I S K 1 4 1 0 酸化亜鉛 1種、2種、3種
鉛工業品又はその加工技術 の名称	酸化亜鉛
認証に係る工場又は事業場 の名称及び所在地	正同化学工業株式会社 赤穂工場 兵庫県赤穂市中広1576
認証に係る鉛工業品の製造 又は加工をする工場又は 事業場を識別するための 表示事項	—
認証契約の有効期限	—
法第30条第1項又は 第31条第1項の表示とし て表示する事項及びそれに 付記する事項並びにそれら の表示の方法	1) 表示事項 ① J I S マーク ② 日本産業規格の番号 ③ 日本産業規格の種類 ④ 登録認証機関の略号 ⑤ 認証番号 ⑥ 製造年月日略号（ロット番号） ⑦ 製造業者名 ⑧ J I S 表示事項 2) 表示の方法 ① 表示単位は、1包装ごととする。 ② 表示場所は、外面とする。 ③ 表示の方法は、印刷、押印、証紙を付ける。
認証を行った鉛工業品の 個数又は量並びに当該鉛工 業品又はその包装、容器若し くは送り状に付されている 識別番号又は記号及びその 表示の方法	—
認証に係る産業標準化法の 根拠条項	産業標準化法第30条第1項